

プレスリリース

平成16年3月9日
農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について ＜鳥インフルエンザウイルスの病性鑑定結果＞

今般、京都府の発生農場（1例目）及び移動制限区域内において発見された死亡カラスについて、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において、病性鑑定を引き続き行っていたところ、分離されたウイルスはH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

連絡先 農林水産省消費・安全局
電話：03-3502-8111（代表）
担当者：衛生管理課 小倉（内線3202）
杉崎（内線3220）
03-3502-8206（直通）